



TAKAHASHI SOGO LAW OFFICE
高橋綜合法律事務所

2020年7月27日

FAX書類送付書

千代田区議会事務局
ご担当：小玉機
FAX 03-3288-5920

〒105-6030

東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー30階
高橋綜合法律事務所
TEL:03-3578-6888 / FAX:03-3578-6665
E-mail:inagawa@takahashi-sogo.com
E-mail:sema@takahashi-sogo.com

弁護士 稲川龍也
同瀬間健

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、次の書類をご送付致しますので、宜しくご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<送付書類>

1 告発に関する意見書

全枚数（本紙含む）：9枚

<連絡事項>

お世話になっております。

別紙のとおり意見書をご送付致します。ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

なお、原本につきましては別途ご郵送致します。

後ほどご連絡いたします ご連絡（ご返信）ください ご連絡は不要です

告発に関する意見書

令和2年7月27日

千代田区議会 議長 小林たかや 殿

千代田区議会企画総務委員会 委員長 はやお恭一 殿

千代田区長 石川 雅己

代理人弁護士 稲川 龍也

代理人弁護士 濑間 健治

石川雅己は、貴会企画総務委員会により申入れがされている石川雅己に対する偽証罪等による告発の決議に対しまして、次のとおり意見を申し述べるとともに、要請致します。

なお、略語については、従前の例によります。

第1 偽証罪による告発の決議は行われるべきではないこと

貴会企画総務委員会は、令和2年7月8日、100条調査における石川雅己の証言とレジデンシャルとの回答が異なる等として、5つの項目につき、「当委員会として、区長は、100条調査に基づく証人尋問に対し、地方自治法第100条第3項に規定する自己の記憶に反した証言をし、正当な理由なく証言を拒絶したものと認められることから、議会において区長を偽証罪及び証言拒否罪で刑事告発する旨の議題を議長に求めていきたいと思います。」、「賛成多数により、本委員会として議長に申し入れたいと思います。」と決議され、そ

の議事内容がホームページで公開されています。議事内容を見る限り、5つの項目中、偽証罪及び証言拒否罪で告発するとの結論は、「偽証であると確実に思われるるのは、5項目めの「三井不動産レジデンシャルへの事実の確認」といったところでの、ここをはっきりと明確にさせていただいている。」とありますように、5番目に関する項目、すなわち、「三井不動産レジデンシャルへの事実の確認」に関する事項（以下、「告発対象事項」という。）と推測できるため、以下、告発対象事実につき、偽証罪での告発の決議が不当であること述べます。

地方自治法100条7項で処罰される、証人の「虚偽の陳述」とは、「証人が経験した過去の事実や状態について自ら認識していた内容と異なる証言を故意に行なうことをいう。」（廣瀬和彦『100条調査ハンドブック』132頁（ぎょうせい））と説明されています。

そして、偽証罪（刑法169条）につき、「判例は、旧刑法以来一貫して主観説によっている。」、「主観説は、「虚偽の陳述」とは、証人が自己の記憶に反して陳述することをいうとするものである。」（大塚仁他『大コンメンタル刑法第8巻』378頁（青林書院、第3版））と説明されており、偽証は「証人が自己の記憶に反して陳述すること」を指し、地方自治法100条7項の「虚偽の陳述」も偽証罪における「虚偽の陳述」と同じ意味と解されています。

したがって、石川雅己の証言とレジデンシャルの回答とが相違していても、それだけで偽証罪に該当するものでないことは法解釈上明白です。そこで、偽証罪で刑事告発するということであれば、同委員会において、米田副委員長が「私は、偽証というのは意図的に、また意識的に嘘をついていることを証明しない限り、偽証罪に問うことはできないと考えております。」との意見を述べてありますとおり、石川雅己が自己の記憶に反して陳述したことにつき、告発者側がその証拠となる疎明資料を提示する必要があります。しかし、貴会企画総務委員会の議論を見る限り、レジデンシャル側との回答と異なるとの議論に

とどまり、偽証罪を構成する重要な要素である「記憶に反し」に関する検討は全くなされていませんし、もちろん、その証拠となる疎明資料の存在も窺えません。

告発対象事項で言えば、石川雅己は一貫して、マスコミ報道を受けてレジデンシャル側に確認したと供述しており、証人尋問においてはより正確に、知人を介してレジデンシャル側に確認したと自己の記憶を証言しました。正確な裏付けを取ればすぐにわかるようなことをわざと嘘をつく理由はなく、また、この証言は、今後予定される次男■の証言によっても裏付けられる予定です。貴会には二名の弁護士が法的助言を行っているとされていますので、前記の法律解釈は、企画総務委員会の皆様もご理解いただいていると承知しています。したがって、現時点で構成要件を満たさないことが明らかな事実につき刑事告発をするならば、それは虚偽告発になり得る可能性が十分ありうることと危惧しております。

このように、貴会企画総務委員会の決議は、偽証の意義を誤って解釈し、石川雅己の名誉を著しく侵害した違法なものであると思料します。

貴会におかれましては、誤った解釈に基づく偽証罪での告発の決議をくれぐれも行わないよう強く要請致します。

第2 証言拒否罪による告発の決議は行われるべきではないこと

貴会企画総務委員会では、令和2年7月8日、告発対象事項中、「石川雅己が誰を介してレジデンシャルに確認したのか」証言を拒否したことを捉えて、証言拒否罪に該当するとしています。

確かに、地方自治法100条3項は、「正当な理由がないのに・・・証言を拒否した」場合に証言拒否罪が成立するとし、同条2項で準用される民事訴訟法196条は、「名誉を害すべき事項」については証言を拒絶できることを規定しています。

しかし、そもそも石川雅己は証言を拒否したものではありません。また、仮に証言拒否に形式的に該当するとしても、それは正当な理由によるものです。

問題となる尋問において、石川雅己は、知人に頼んでレジデンシャルに確認したと回答したのに対し、企画総務委員長は、「いつ、だれに、どのような方法でどのような事実を確認したのか、書類で当委員会に提出してください、同意していただけますか」と尋ね、石川雅己は、「はい。」と応諾しました。企画総務委員長は更に念を押し、「その、同意していただけますか。お答えください。」と尋ね、これについても石川雅己は「はい」と承諾しました。これは、明らかに知人の話の証言は免除するので後日書面で提出してほしいとの要請であり他に解釈の余地はありません。

石川雅己はその後、「その知り合いを誰かということは、勘弁していただきたいと思います。」と供述していますが、これは、その場における企画総務委員長からの証言免除を受け、知人の了解なしに今話すのは勘弁してほしいということを述べたに過ぎず、知人の証言免除が前提の発言です。これを受け、同委員長は、「じゃあ、もう一度、確認いたします。三井不動産レジデンシャルに対しては確認しなかったんですね。お答えください。」と質問しましたが、この質問は、知人のことは全く確認しておらず、それは後日に書面をもって照会するので、念のため直接確認したかどうかだけ再確認したものと理解することができ、知人に関しては後日の書類で良いという姿勢が一貫しており、それに対し、石川雅己は、レジデンシャルに「直接は確認していない」と回答しております。そして、実際証人尋問後、貴会は石川雅己に対して「知人が誰か」に関して書面による照会をし、石川雅己に書面による回答を求めております。

この一連の経過を見れば、「知人が誰か」に関しては、そもそも質問者自身により証言が免除され、質問自体がないことになるため、証言拒絶ということはおよそあり得ないものです。確かに、石川雅己は、その後書面による回答においても知人の名前までは明らかにしていません。しかし、それは知人に確認

した上で、これまでの貴会の100条委員会の運営に鑑み、自己の供述の信用性を高める必要性より自己及び知人のプライバシー及び名誉を優先する必要性が高いとの判断からやむなく知人の名前を明らかにしなかったものです。仮に、総務企画委員長から氏名を明らかにしなかった点について約束に違反したと受け止められるとしても、石川雅己は書面による回答を履行したものであるうえ、遡って証人尋問における証言拒否となるものではありません。

また、仮に、知人の名前だけ証言を拒否したと捉えるという立場に立ったとしても、その程度の拒否は本件証人尋問の尋問事項や質問全体の位置づけからして、正当な理由によるもので、いずれにしても証言拒否は成立しません。正当な理由がある場合とは、法律により証言を拒絶できる場合だけでなく、質問自体全く関連性がなく、あるいは違法ないし著しく不当な質問であればこれを拒絶しても正当な理由が認められ、質問内容と密接に関連するものです。

貴会企画総務委員会によって問題とされている石川雅己の証言の重要な要素は、マスコミにより、石川雅己氏が次男である[REDACTED]と共に購入した本件マンション[REDACTED]室が事業協力者住戸であったと報道されたことにつき、「石川雅己氏がそのような認識を持っていない根拠として、マスコミ報道後、レジデンシャル側関係者に事実を確認した」との事実の有無とその確認内容であることは明らかであり、確認した事実内容と、それを基に本人がどのように認識したかということについては明快に証言しております。そして、誰を通じ確認したかは本件では重要な要素とは言えず、それだからこそ、総務企画委員長もその場で強く追及せずに後日書面で回答すればよいと提案されたものと思料されます。石川雅己は、これまでの100条委員会の調査のあり方に鑑み、自身や知人のプライバシーや名誉に関わることであったため、知人の了解なしにみだりに公表すべきものないと判断し、前記のとおり、具体的な内容は後日書面で良いとの要請も受けていたため、「誰かということは勘弁してください」と、供述しました。その意味は、それが自己や関係者のプライバシーに関するこ

で、今ここですぐに言えないとする趣旨であることは質問の前後のやりとりも見ても十分推測できる言い方でした。

また、「誰を通じて確認したが」という事実は、「当該普通地方公共団体の事務」に関する調査を行う100条調査の目的との関係においても、特段必要性及び関連性がない質問であると言えます。

そもそも、本件100条調査は、総合設計制度等の調査に関する決議に基づくものであり、総合設計制度に関する主な調査事項として総合設計制度の申請から許可の経緯、歩道上空地の要求幅変更と申請の経緯等とされていますが、申請の経過等に関する質問は為されていません。そして、仮に民事訴訟であれば、尋問の必要性等から質問が制限されるような質問が多く為されており、尋問の必要性の観点からしても、概括的な回答は行った上で、知人の名前のみをプライバシー保護の観点で証言拒否したことは正当な理由があり、かつ、他人の名誉を害さないための措置と言えますので、証言拒否が許容される合理的な理由があることは明らかです。

貴調査委員会の議論を見る限り、「証言を拒んだとき」に該当するのか、「正当理由がない」といえるのかに關する検討が全くなされず、具体的な根拠を示さず証言を拒否したと結論付けています。石川雅己は、前記のとおり、知人を介して確認し、その知人が誰かは知人のプライバシーに關するという趣旨であることがはっきりとわかる答えをしています。企画総務委員長は、前記の通り、そもそも誰を通じて確認したかは後日書面で答えれば良いとした上で、この際の最後の質問においても、ただ「証言拒否、もしくはそれについては、そういう扱いの中で、今日はとどまるしかないですよ」として、証言を拒否する理由について全く質問をしていません。正当理由の有無につき確認し得る質問がなされれば、さらに具体的な説明ができたと思われますが、このような質問側の証言免除的発言及び最終的な正当理由の確認不足を棚に上げ、正当理由を一切示していないなどと結論づけることは極めて公正さに欠ける議論と思料しま

す。

証言拒否罪の成否を検討するに当たり、「正当な理由がない」（地方自治法100条3項）ことは重要な構成要件要素であり、貴会は、ここでも前記偽証罪における「記憶に反し」の要件を全く検討しない過ちと同様の過ちを犯しています。石川雅己としては、貴会の一連の対応には理解に背しますが、偽証罪成否に関する法の理解が不十分で、レジデンシャル側の回答の信用性の吟味を十分せずに、「レジデンシャルの回答に反する証言をしたので偽証罪が成立する」と単純に決めてしまい、「偽証を行った証言の中で一部証言を拒否しているのであるから正当理由などありえない」あるいは、「書面の回答でも拒否してきて議会権視もほどがある」などの法律論を無視した感情論で結論づけたとした思えません。つまり、偽証罪で告発するという結論ありきの予断と偏見に溢れた議論と言わざるを得ません。

また、告発対象事項以外の4つの事項についても、犯罪事実とは関係なしに、議会での答弁と証人尋問との矛盾点をことさら取り上げ虚偽答弁として併せて告発するとの決議であることを併せ考えると、100条委員会の調査を超えて告発にかこつけた千代田区長である石川雅己に対する実質的な不信任と受け止めざるを得ません。

いずれにしても、貴会企画総務委員会の決議は、証言拒否の構成要件要素を十分吟味せずに犯罪が成立すると一方的に決めつけ、石川雅己の名譽を著しく侵害した違法なものであると思料しますので、貴会におかれましては、誤った前提に基づく証言拒絶罪での告発の決議をくれぐれも行わないよう強く要請致します。

第3 結語

以上のとおり、石川雅己は、貴会に意見を申し述べるとともに、くれぐれも刑事告発の決議を行わないよう要請致します。

貴会が刑事告発の決議を行った場合、さらに石川雅己の名誉等を著しく侵害することとなりますので、各種法的な手続きを検討せざるを得ないこととなります。

貴会におかれましては、上記事情をご考慮の上、適切にご対処いただけますようお願い致します。

以上

